

自動車乗入口設置工事 申請書作成の手引き

(道路法第24条に基づく工事施工承認申請)



常 滑 市

乗入工事に関する基本的事項

乗入口設置工事は、乗入口を必要とする申請者の方が工事費用等を負担する『承認工事』により施工していただきます。

乗入口も道路の一部であり公共施設です。申請者は歩行者、自転車、その他一般の通行に優先して乗入口を設置できるわけではありません。

道路の構造は、交通事情の変化に伴い変更される場合があります（例 中央分離帯設置等）このような道路構造の変更による「使い勝手の制約」が将来にわたることをご承知おきください。

1. 申請の方法

歩道としての本来の機能を損なうことのないよう、施工内容が県の道路構造の手引き等に準拠していることを審査するために、申請書を提出していただきます。申請手数料は不要です。

申請書類についてこちらからお尋ねする場合がありますので、申請者とは別に申請書類について説明のできる方の名前及び連絡先（電話番号）を記入してください。

施工内容が基準に合わず、承認できない場合があります。

2. 許可基準

歩道に自動車の乗入口を設けるには、歩行者の安全の確保及び車両の出入りによる歩道の損傷防止のため、様々な制約がありますので、以下の例示をよく見て書類を作成してください。

(1) 乗入口の設置を禁止する箇所

道路交通法第 44 条各号に規定されている箇所及びその他道路交通、歩行者及び自転車通行者に支障を与える恐れのある箇所における自動車乗入口の設置は原則として禁止です。ただし、次の 2 つの条件をみたす場合は例外とします。

条件 1 当該自動車乗入口の設置が、真にやむを得ない場合。

条件 2 1 の場合で、当該自動車乗入口を設置する地域を所轄する警察署長との間で、その設置について協議が整った場合。

<参考>

道路法 44 条の各号に規定されている箇所とは、次の箇所をいう。

(各用語については道路交通法第 2 条の定義による)

- ① 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
- ② 交差点の側端又は道路の曲がり角から 5 メートル以内の部分
- ③ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に 5 メートル以内の部分
- ④ 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に 10 メートル以内の部分
- ⑤ 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から 10 メートル以内の部分
- ⑥ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に 10 メートル以内の部分

(2) 設置箇所数

乗入口の設置箇所数は、1 施設 1 箇所とします。

ただし、ガソリンスタンド、駐車場、店舗等で、自動車の乗入れが多い箇所又はその他やむを得ないと認める場合は、この限りではありません。

※乗入口は幅・数とも必要最小限となるよう計画してください。

(3) 乗入口の設置幅

乗入口の設置幅及び輪荷重影響幅は、原則として下表のとおりです。

歩道の形式 自動車の種類		フラット式 セミフラット式	マウントアップ式	
			ブロックすり付け	ブロック巻き込み
乗入口の設置幅	A型	3.0m	3.0m	4.0m
	B型	6.0m	6.0m	7.0m
	C型	必要幅 (10.8m以下)	必要幅 (10.8m以下)	必要幅 (12m以下)
輪荷重影響幅	A型	1.5m	1.5m	1.0m
	B型	2.0m	2.0m	1.5m
	C型	2.6m	2.6m	2.0m

※自動車の種類は以下とおりです。

A型：乗用車・小型貨物自動車

B型：普通貨物自動車用 6.5 t 積以下

C型：大型・中型貨物自動車用 6.5 t を越えるもの

※C型については、最大乗入幅を示しています。設置にあたっては、車両走行軌跡図による必要幅の算出が必要です。

※乗用車、小型貨物自動車が乗入れる場合は原則A型となりますが、真にやむを得ないと判断される場合には、6 m以内（ブロック巻き込みのマウントアップ式の場合は7 m以内）で、かつ、車両走行軌跡図により算出した必要最低限の幅とすることができます。ただし、この場合には、舗装構成、輪荷重影響幅及びその他の設置基準が全てB型の基準となります。

※乗入口は幅・数とも必要最小限となるよう計画してください。出入りが想定される車両の大きさ、民有地内の利用形態等に照らし合わせて審査しますが、必要最小限と認められない場合には承認できないこともあります。

(4) 乗入口の設置角度

自動車乗入口は、車道中心線に対し直角に設置することを原則とします。

(5) 歩道の自動車乗入部の形状

乗入部の形状や歩道のすり付けは、『歩道の自動車乗入部形状図』を標準とします。形状図は、7ページ以降にありますので参照してください。

(6) 不要となる乗入口

不要となる既設の乗入口は、閉鎖してください。その費用は申請者負担となります。

(7) 現場発生材

乗入口設置に伴い発生したガードレール等の現場発生材は、申請者の方の責任において処分してください。

(8) 植栽の取り扱いについて

①高木の取り扱い

乗入口から民地側に向かって左側6m、右側4mの部分に高木があると視界をさえぎることとなり危険ですので、その区間にある高木は伐採してください。

②低木の取り扱い

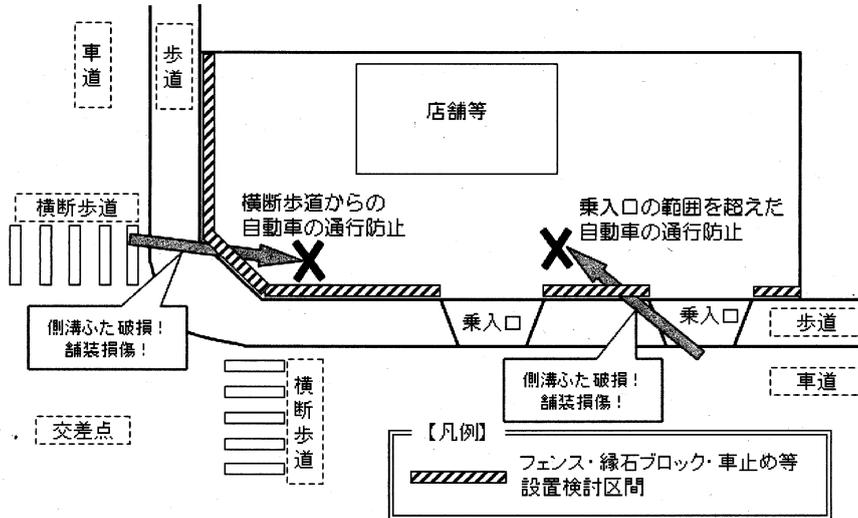
移植が原則となります。同一路線の植栽帯の中であいている部分に移植をしてください。移植計画（樹種・本数・移植先等を明記したもの）を提出してください。

(9) 共同施工について

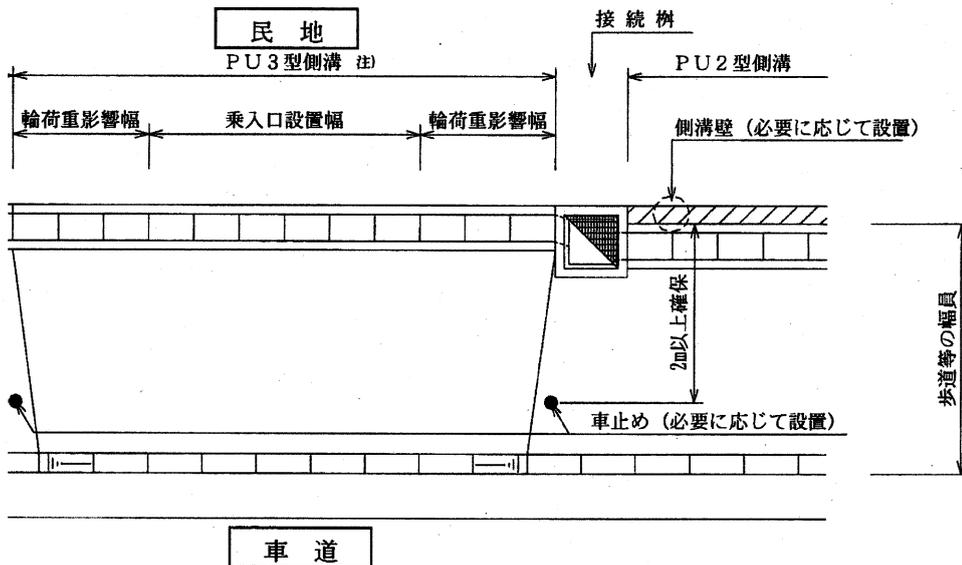
乗入口設置箇所にも他の占用工事（水道・ガス・下水等）が予定されている場合、共同施工をお願いします。共同工事を行うことにより、道路の交通規制期間が縮減されるほか、舗装の本復旧工事が一度で済むため工事の縮減にもなります。

・乗入口以外の歩道内へ車両進入を防止するため、状況により民地構造物（フェンス・縁石ブロック・車止め等）の設置をお願いしています。特に2箇所以上の乗入口の設置される場合や、側溝上を通過する可能性がある場合は側溝蓋等の道路施設の損傷となりますので、民地内または歩道上に車両進入防止対策を行ってください。

<参考図1 民地内に縁石ブロック等を施工する場合>



<参考図2 歩道側に縁石ブロックを施工する場合>



注) C型の場合は、スリット付き円形水路等を用いること

歩道の自動車乗入部選定表

【マウントアップ式】

植樹帯の有無	有		無			
歩道幅員	2.5m以上				2.5m未満	
歩車境ブロックの高さ	20cm	15cm	20cm	15cm		
民地切り下げ					可能	不可能
乗入口標準形状図	図1	図2	図3	図4	図5	図6※
歩車境ブロック詳細図	図A	図B	図A	図B	図A、図B	

※図6は、民地切り下げが不可能な場合のみ適用する。

【フラット式】

植樹帯の有無	有	無
乗入口標準形状図	図7	図8
歩車境ブロック詳細図	図C	

【セミフラット式】

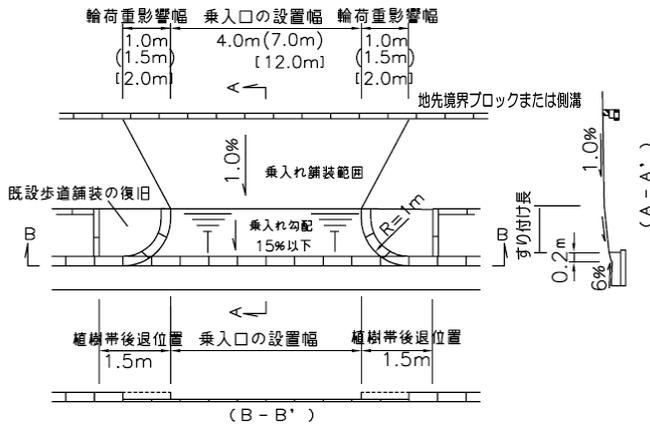
植樹帯の有無	有	無
乗入口標準形状図	図9	図10
歩車境ブロック詳細図	図D	

B型の乗入口で、不特定多数の乗入が予想される場合は、長尺スリット蓋を設置すること。

C型の乗入口を設置する場合は、スリット付の円形水路等、蓋のない側溝を使用するものとする。C型の乗入口は、1敷地に1カ所とする。

自動車乗入部の標準形状図

図1 マウント式 植樹帯あり 歩車境ブロックの高さ20cm



防護柵の撤去範囲は下に記載のとおりとする。

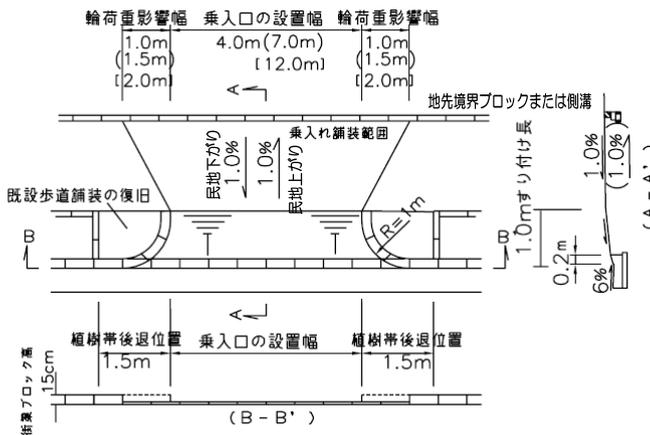
地先境界ブロックではなく側溝が設置されている箇所も幅寸法、勾配は同様とする。

C型乗入口の側溝は、下に記載のとおりとする。

民地上がり、民地下がり共に左図を標準とする。

歩車境ブロックは設置せず、乗入舗装をすりつけ一体で施工、又は全面打替タイプを使用すること。

図2 マウント式 植樹帯あり 歩車境ブロックの高さ15cm



民地側に側溝が設置されていない場合は、民地下がりを適用しない。

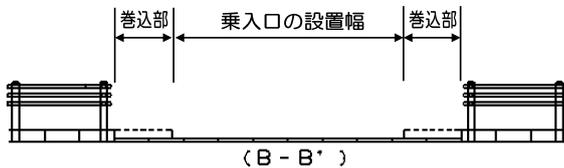
ガードパイプが設置してある箇所は下に記載のとおりとする。

地先境界ブロックではなく側溝が設置されている箇所も幅寸法、勾配は同様とする。

C型乗入口の側溝は、下に記載のとおりとする。

歩車境ブロックは設置せず、乗入舗装をすりつけ一体で施工、又は全面打替タイプを使用すること。

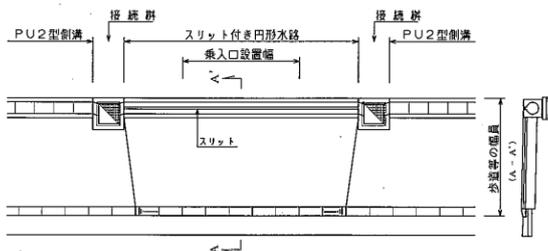
◆ガードパイプの設置箇所について



ガードパイプは乗入口の設置幅から巻き込みの範囲を控えて設置する。

末端は危険の無いようキャップで防護すること。

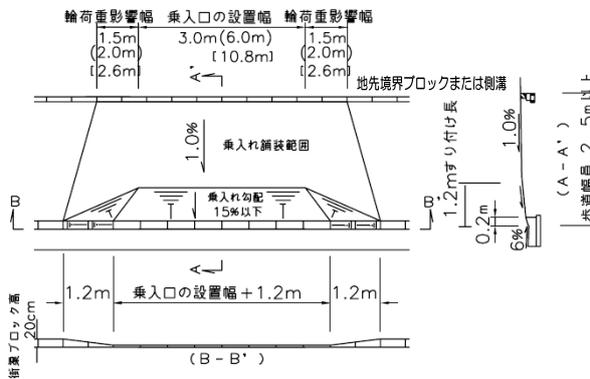
◆C型乗入口の側溝対応について



C型乗入口の側溝は、左図のようなスリット付の円形水路等、蓋の無いものを使用する。

接続部のグレーチング柵蓋は、T-25の細目・四方ボルト固定とする

図3 マウント式 植樹帯なし 歩道幅員2.5m以上 歩車境ブロックの高さ20cm



防護柵の撤去範囲は下に記載のとおりとする。

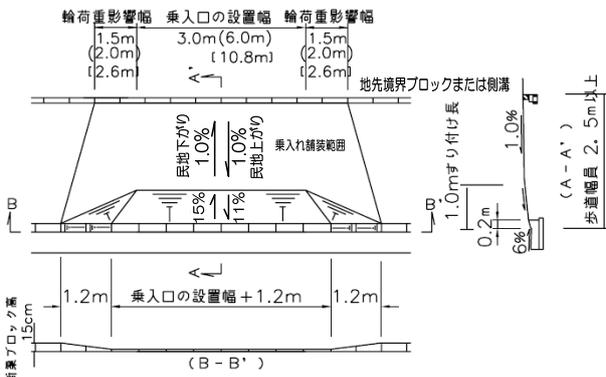
地先境界ブロックではなく側溝が設置されている箇所も幅寸法、勾配は同様とする。

C型乗入口の側溝は、下に記載のとおりとする。

民地上がり、民地下がり共に左図を標準とする。

歩車境ブロックは設置せず、乗入舗装をすりつけ一体で施工、又は全面打替タイプを使用すること。

図4 マウント式 植樹帯なし 歩道幅員2.5m以上 歩車境ブロックの高さ15cm



民地側に側溝が設置されていない場合は、民地下がりを適用しない。

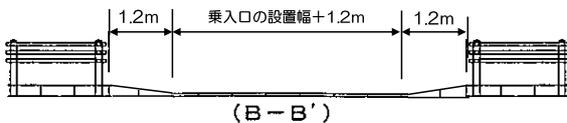
防護柵の設置箇所における撤去範囲は下に記載のとおりとする。

地先境界ブロックではなく側溝が設置されている箇所も幅寸法、勾配は同様とする。

C型乗入口の側溝は、下に記載のとおりとする。

歩車境ブロックは設置せず、乗入舗装をすりつけ一体で施工、又は全面打替タイプを使用すること。

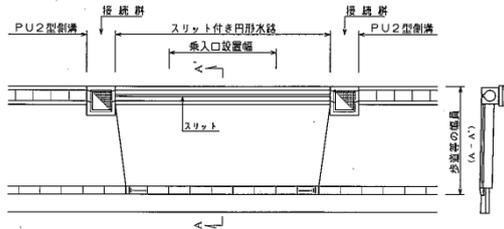
◆ガードパイプの設置箇所について



ガードパイプは乗入口の設置幅+1.2mから1.2m控えて設置する。

末端は危険の無いようキャップで防護すること。

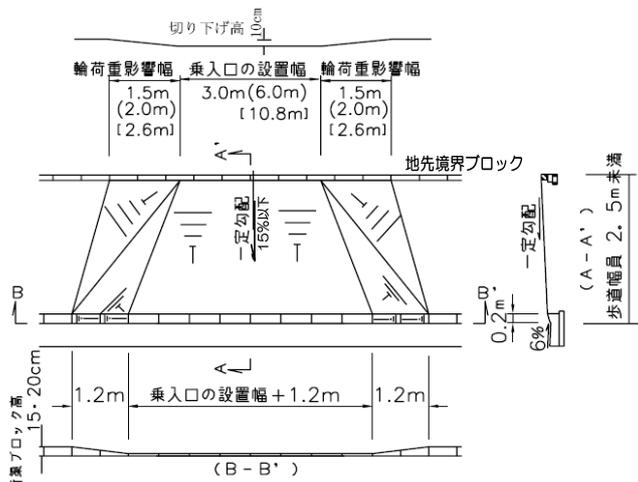
◆C型乗入口の側溝対応について



C型乗入口の側溝は、左図のようなスリット付の円形水路等、蓋の無いものを使用する。

接続柵のグレーチング柵蓋は、T-25の細目・四方ボルト固定とする

図5 マウント式 植樹帯なし 歩道幅員2.5m未満 民地切下げ可能



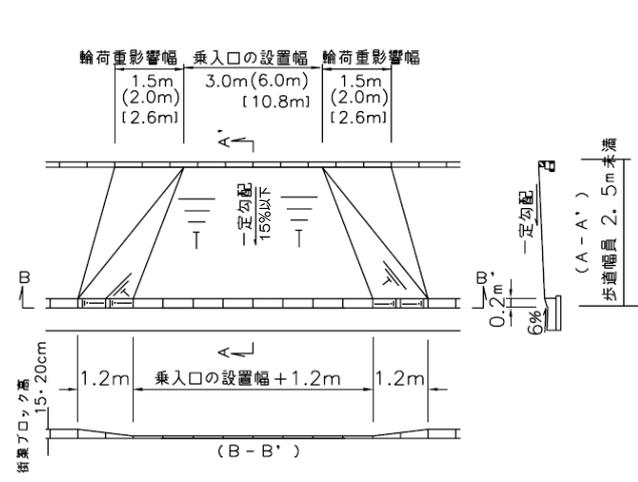
防護柵の撤去範囲は下に記載のとおりとする。

地先境界ブロックではなく側溝が設置されている箇所は民地切下げが不可能であるため、図6を参照すること。

民地上がり、民地下がり共に左図を標準とする。

歩車境ブロックは設置せず、乗入舗装をすりつけ一体で施工、又は全面打替タイプを使用すること。

図6 マウント式 植樹帯なし 歩道幅員2.5m未満 民地切下げ不可能



防護柵の撤去範囲は下に記載のとおりとする。

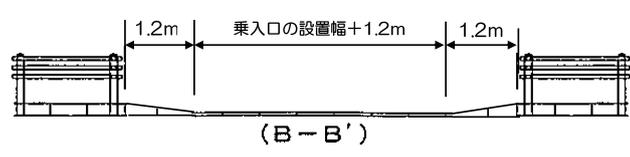
地先境界ブロックではなく側溝が設置されている箇所も幅寸法、勾配は同様とする。

C型乗入口の側溝は、下に記載のとおりとする。

民地上がり、民地下がり共に左図を標準とする。

歩車境ブロックは設置せず、乗入舗装をすりつけ一体で施工、又は全面打替タイプを使用すること。

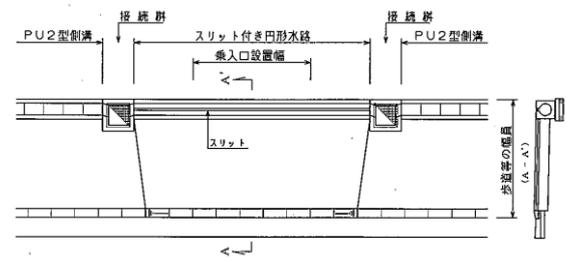
◆ガードパイプの設置箇所について



ガードパイプは乗入口の設置幅+1.2mから1.2m控えて設置する。

末端は危険の無いようキャップで防護すること。

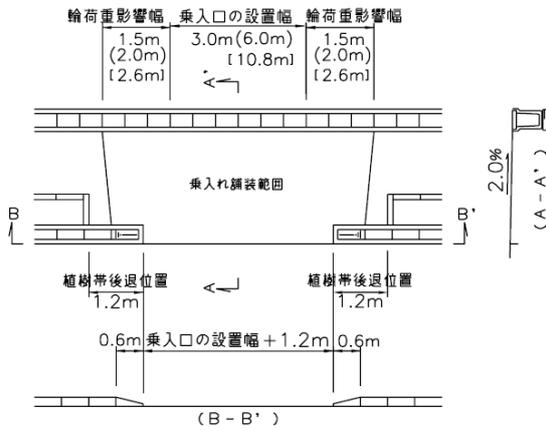
◆C型乗入口の側溝対応について



C型乗入口の側溝は、左図のようなスリット付の円形水路等、蓋の無いものを使用する。

接続柵のグレーチング柵蓋は、T-25の細目・四方ボルト固定とする

図7 フラット式 植樹帯有り

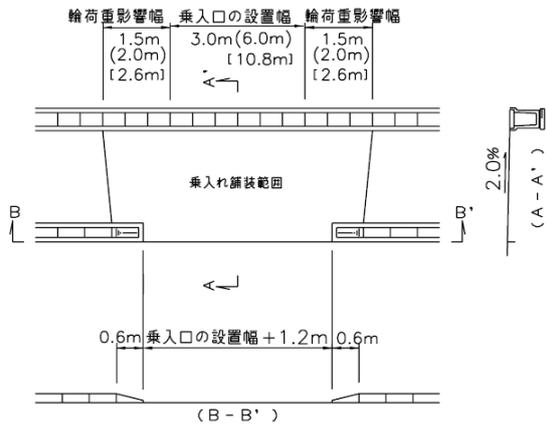


防護柵の撤去範囲は下に記載のとおりとする。

歩車境ブロックが設置されていない箇所も幅寸法、勾配は同様とする。

C型乗入口の側溝は、下に記載のとおりとする。

図8 フラット式 植樹帯なし

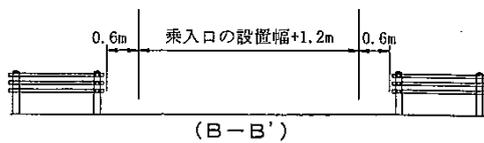


防護柵の撤去範囲は下に記載のとおりとする。

歩車境ブロックが設置されていない箇所も幅寸法、勾配は同様とする。

C型乗入口の側溝は、下に記載のとおりとする。

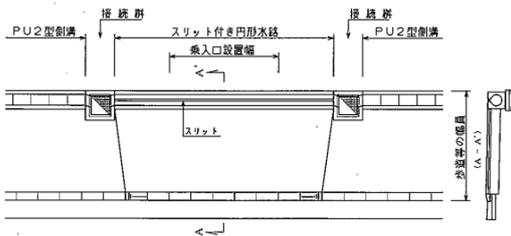
◆ガードパイプの設置箇所について



ガードパイプは乗入口の設置幅+1.2mから0.6m控えて設置する。

末端は危険の無いようキャップで防護すること。

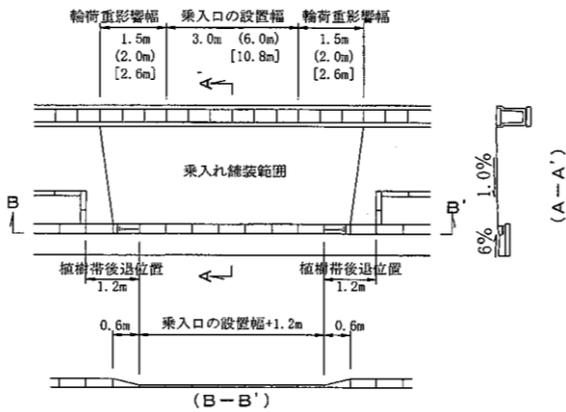
◆C型乗入口の側溝対応について



C型乗入口の側溝は、左図のようなスリット付の円形水路等、蓋の無いものを使用する。

接続柵のグレーチング柵蓋は、T-25の細目・四方ボルト固定とする

図9 セミフラット式 植樹帯有り



防護柵の撤去範囲は下に記載のとおりとする。

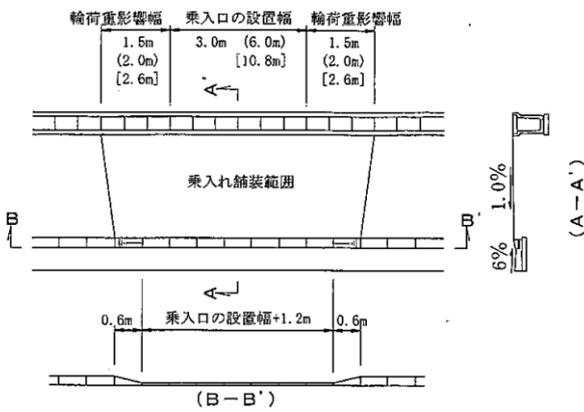
歩車境ブロックが設置されていない箇所も幅寸法、勾配は同様とする。

側溝が設置されていない箇所も幅寸法、勾配は同様とする。

C型乗入りの側溝は、下に記載のとおりとする。

歩車境ブロックは設置せず、乗入舗装をすりつけ一体で施工、又は全面打替タイプを使用すること。

図10 セミフラット式 植樹帯なし



防護柵の撤去範囲は下に記載のとおりとする。

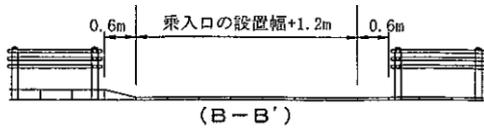
歩車境ブロックが設置されていない箇所も幅寸法、勾配は同様とする。

側溝が設置されていない箇所も幅寸法、勾配は同様とする。

C型乗入りの側溝は、下に記載のとおりとする。

歩車境ブロックは設置せず、乗入舗装をすりつけ一体で施工、又は全面打替タイプを使用すること。

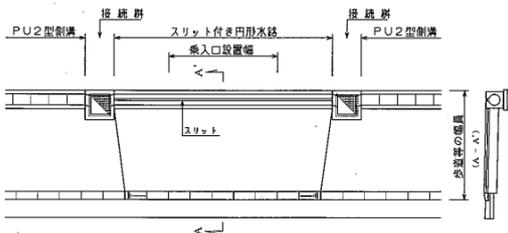
◆ガードパイプの設置箇所について



ガードパイプは乗入りの設置幅+1.2mから0.6m控えて設置する。

末端は危険の無いようキャップで防護すること。

◆C型乗入りの側溝対応について



C型乗入りの側溝は、左図のようなスリット付の円形水鉢等、蓋の無いものを使用する。

接続柵のグレーチング柵蓋は、T-25の細目・四方ボルト固定とする

ブロック詳細図

(1) エプロン部詳細図

ブロック取替タイプにおいて、既設エプロン部分が使用できる場合は、敷きモルタル部分をはつり、モルタル及び切り下げブロックのみを施工すればよい。

現場打ち街渠を選択した場合は、歩道乗入部の舗装構造はセメントコンクリートを標準とする。

詳細図の寸法 t (エプロン厚) は、道路の大型車交通量と乗入口の規格により定まり、下表のとおりである。

エプロン厚 t

交通量の区分	N3 (L交通)	N4 (A交通)	N5 (B交通)	N6 (C交通)	N7 (D交通)
大型車交通量 (台/日・一方向)	100未満	100以上 250未満	250以上 1,000未満	1,000以上 3,000未満	3,000以上
A型乗入口	150mm			200mm	250mm
B型乗入口	200mm				250mm
C型乗入口	200mm				250mm

前後の既設街渠の形状・寸法から標準形状によることが不適当な場合は、これに準じた構造とすることができる。その場合、その構造となった理由を明記するとともに、別途図面を作成して申請書類に添付すること。

図A マウント式 歩車境ブロックの高さ20cm

乗入口部

乗入口部 (全面打替タイプ)

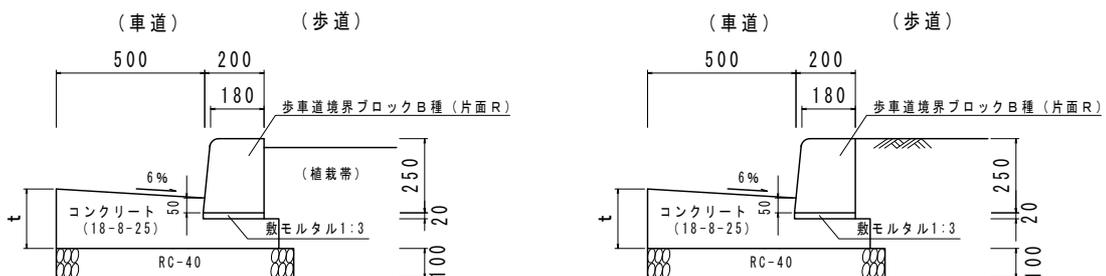
歩車境ブロックは設置せず、乗入舗装をすりつけ一体で施工

例



歩道復旧部 (乗入口封鎖等) 植栽帯あり

歩道復旧部 (乗入口封鎖等) 植栽帯なし

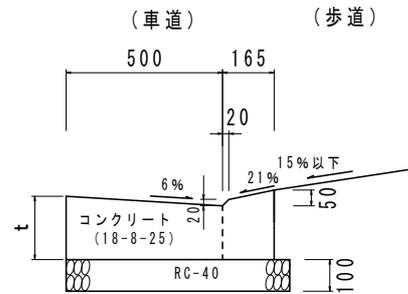


図B マウント式 歩車境ブロックの高さ15cm 歩車境ブロックは設置せず、乗入舗装をすりつけ一体で施工

乗入口部

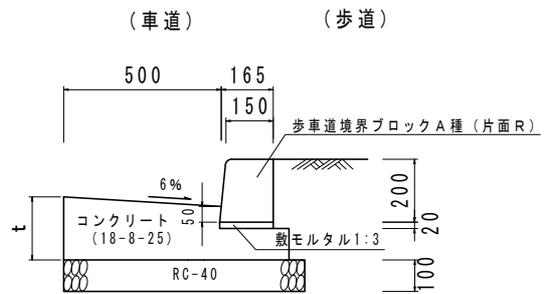
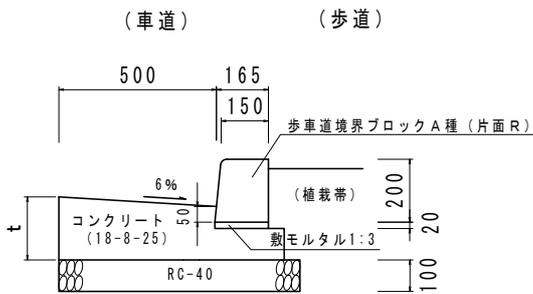
乗入口部（全面打替タイプ）

歩車境ブロックは設置せず、乗入舗装をすりつけ一体で施工



歩道復旧部（乗入口封鎖等）植栽帯あり

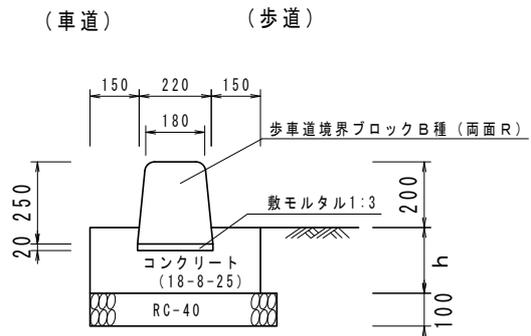
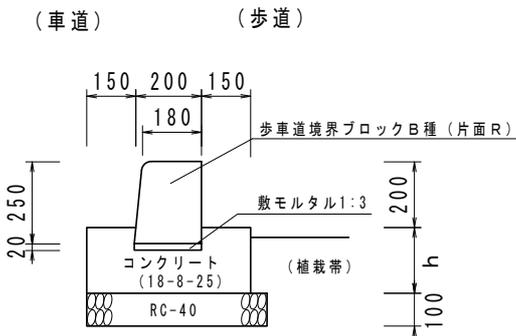
歩道復旧部（乗入口封鎖等）植栽帯なし



図C フラット式

歩道復旧部（乗入口封鎖等）植栽帯あり

歩道復旧部（乗入口封鎖等）植栽帯なし



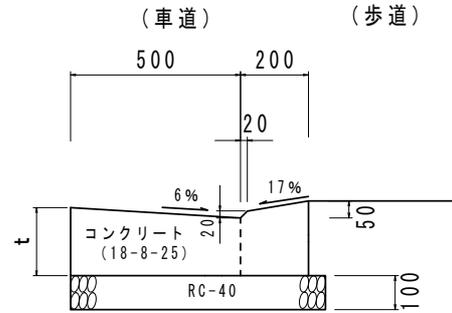
詳細図の寸法hは、既設舗装にカッターを入れて設置する場合の寸法としてh=12cmとする。

図D セミフラット式

乗入口部

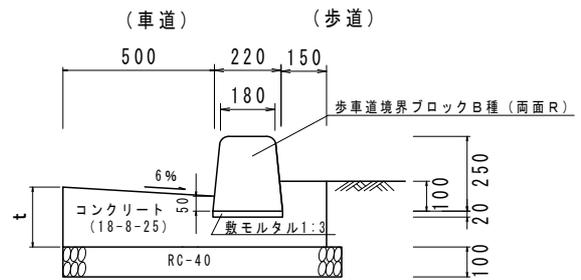
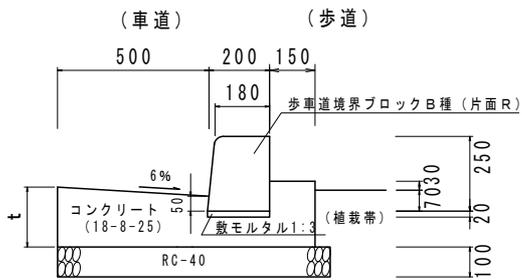
乗入口部 (全面打替タイプ)

歩車境ブロックは設置せず、乗入舗装をすりつけ一体で施工

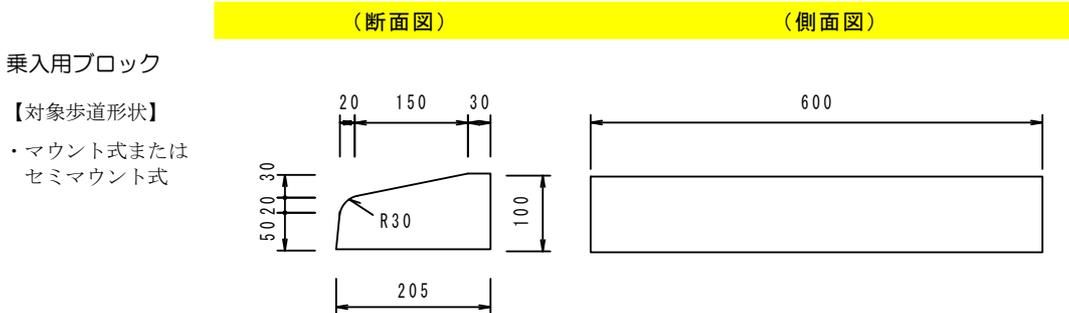
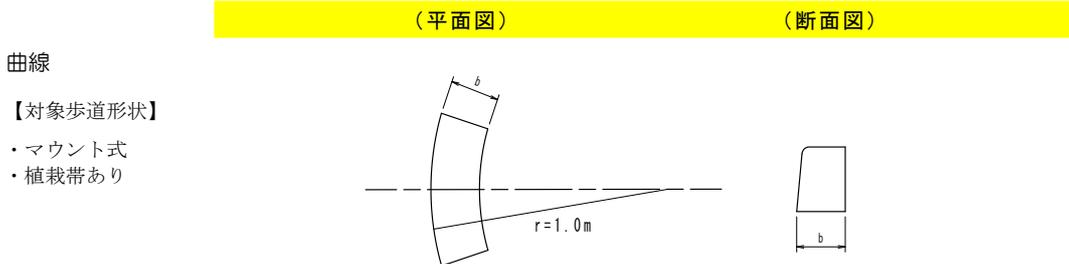
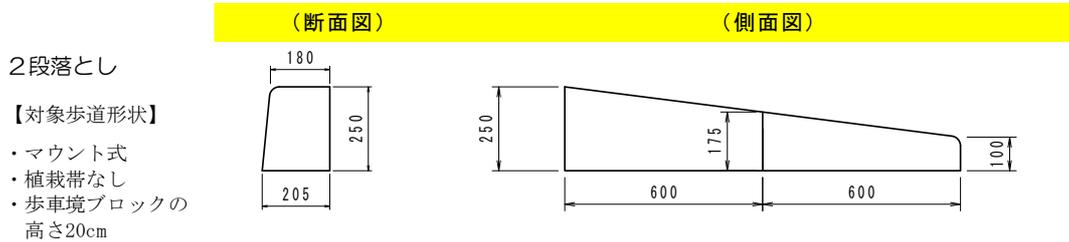
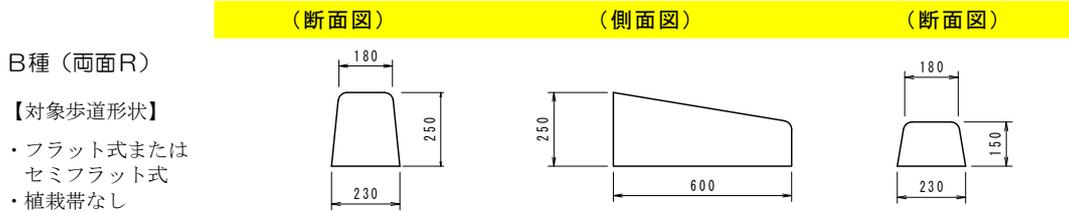
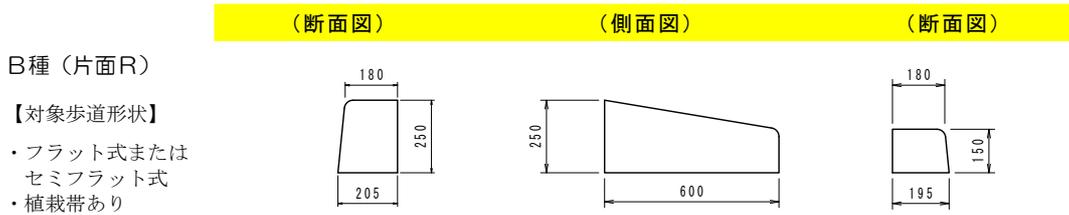


歩道復旧部 (乗入口封鎖等) 植栽帯あり

歩道復旧部 (乗入口封鎖等) 植栽帯なし



(2) 歩車道境界ブロック形状図

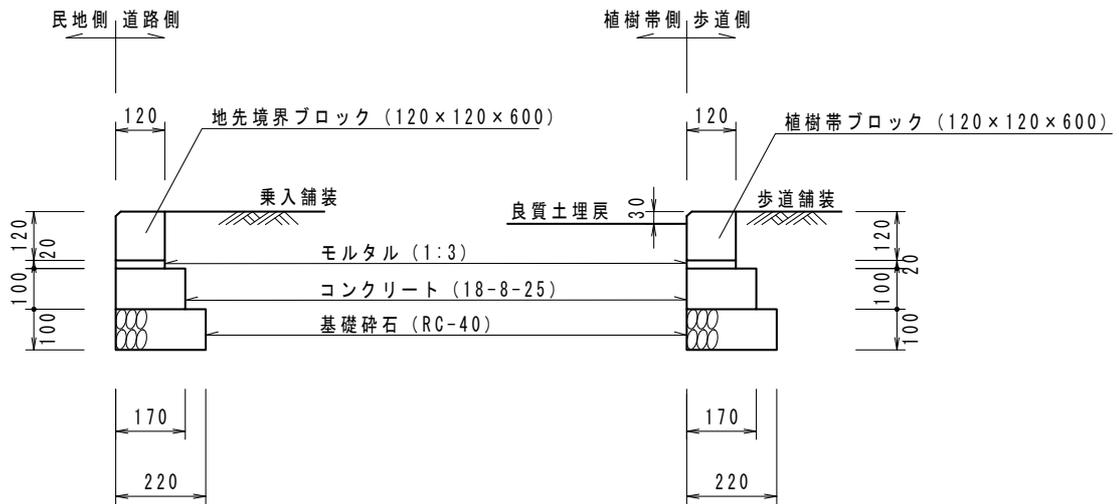


(3) 地先境界ブロック、植樹帯ブロック

地先境界ブロックについては、既設のものに損傷・沈下等がないことが確認でき、施工上の支障とならない場合に限り、撤去・復旧を省略することができる。

【地先境界ブロック】

【植樹帯ブロック】



※ブロック寸法（規格）は、両者共通。

舗装構成図

(1) コンクリート舗装 (新設乗入口部分)

	A型	(B型)	[C型]
セメントコンクリート	15cm	(20cm)	[25cm]
路盤工(RC-40またはC-40)	10cm	(20cm)	[25cm]

コンクリートの強度は $\sigma 28=21\text{N}/\text{mm}^2$ 以上とする。

(2) アスファルト舗装 (新設乗入口部分)

乗入口部分の舗装は、耐久性確保のため、コンクリート舗装を標準としています。適切な転圧重機を使用し施工するものに限り、アスファルト舗装を認めるものとしています。この場合の舗装構成は以下のとおりです。なお、C型についてはコンクリート舗装としてください。

	A型	(B型)	[C型]
再生密粒度アスコン	5cm	(5cm)	[5cm]
再生粗粒度アスコン	-	(5cm)	[5cm]
再生粗粒度アスコン	-	-	[5cm]
路盤工(RC-40またはC-40)	25cm	(25cm)	[30cm]

← タックコート
← タックコート
← プライムコート

*既設歩道が透水性舗装の場合

透水性舗装の舗装構成は、以下のとおりとする。ただし、A型乗入口の場合にのみ使用できる。

	A型	(B型)	[C型]
透水性アスコン	5cm		
路盤工(RC-40またはC-40)	35cm	(使用不可)	[使用不可]
フィルター層(砂[洗])	5cm		

(3) アスファルト舗装 (既設歩道舗装の復旧部分)

再生密粒度アスコン	← プライムコート	3cm
路盤工(RC-40またはC-40)		10cm

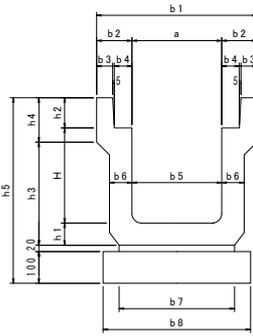
(4) インターロッキング舗装 (新設乗入口部分)

	A型	(B型)	[C型]
インターロッキングブロック	8cm		
サンドクッション	2cm		
A型: 粒調碎石(M-40)	10cm		
B型・C型: 瀝青安定処理			
路盤工(RC-40またはC-40)	10cm		

B型・C型はコンクリート舗装としてください。

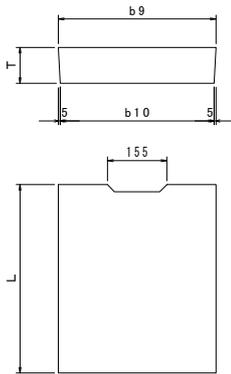
※この舗装構成図を申請書に添付する場合は、使用する舗装構成を朱書きで囲み、車種により該当する寸法以外の数値は(=)で消すこと。

排水施設詳細図



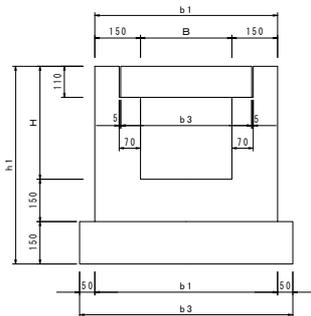
PU3型(道路用プレキャスト鉄筋コンクリートU型側溝:蓋付き)寸法及び材料表

記号	寸法表(単位mm)															1個あたり質量(kg)	摘要	
	B	H	b1	b2	b3	b4	b5	b6	b7	b8	h1	h2	h3	h4	h5			L
PU3-B250-H250	250	250	460	105	45	55	230	65	300	400	65	90	285	120	525	1,000	166	JIS A5345 2種 PC4型使用
PU3-B300-H300	300	300	520	110	50	55	280	70	360	460	70	95	325	140	585	1,000	208	
PU3-B300-H400	300	400	520	110	50	55	270	70	330	430	70	95	425	140	685	1,000	234	
PU3-B300-H500	300	500	520	110	50	55	260	80	340	440	80	95	585	140	845	1,000	291	
PU3-B400-H400	400	400	630	115	55	55	370	70	430	530	70	110	440	140	700	1,000	257	
PU3-B400-H500	400	500	630	115	55	55	360	80	440	540	80	110	550	140	810	1,000	316	
PU3-B500-H500	500	500	750	125	60	60	460	80	540	640	80	125	550	155	825	1,000	348	
PU3-B500-H600	500	600	750	125	60	60	450	90	550	650	90	125	640	175	935	1,000	423	



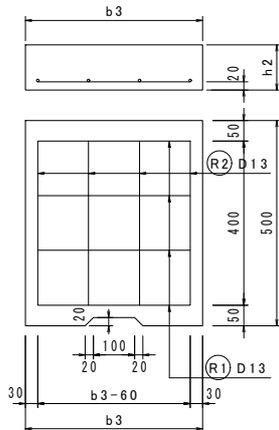
PC4型(道路用プレキャスト鉄筋コンクリートU型側溝蓋)寸法表

記号	寸法表(単位mm)				1枚あたり質量(kg)	摘要
	b9	b10	T	L		
PC4-B250	362	352	90	500	37	JIS A5346 2種
PC4-B300	412	402	95	500	45	
PC4-B400	512	502	110	500	65	
PC4-B500	622	612	125	500	91	



U4型(場所打ちU型側溝:蓋付き)寸法及び材料表

記号	寸法表(単位mm)					側溝材料表(10m当たり)		
	B	H	b1	b2	h1	コンクリート	基礎材	型枠
						m ³	m ³	m ²
U4-B300-H400	300	400	600	700	700	1.946	1.050	22.00
U4-B300-H500	300	500	600	700	800	2.246	1.050	26.00
U4-B400-H400	400	400	700	800	700	2.082	1.200	22.00
U4-B400-H500	400	500	700	800	800	2.382	1.200	26.00
U4-B500-H500	500	500	800	900	800	2.512	1.350	26.00



C2型(場所打ちU型側溝蓋)寸法及び材料表

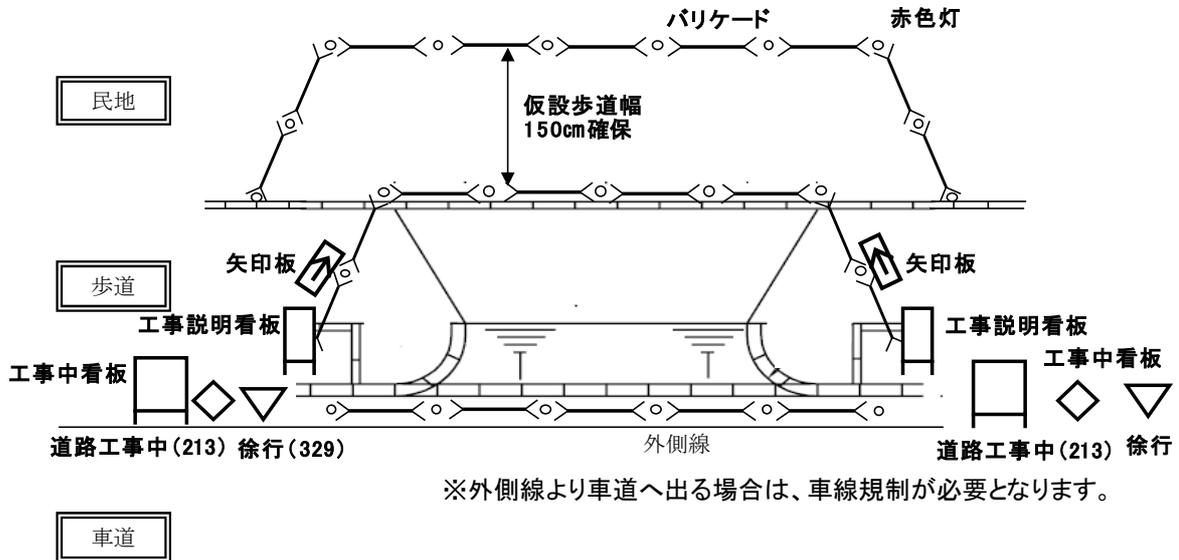
記号	寸法表(単位mm)		材料表(1枚当たり)							
	b3	h2	コンクリート	型枠	R1鉄筋D13		R2鉄筋D13		鉄筋重量	重量
			m ³	m ²	本数	長さ	本数	長さ	kg	kg
C2-B300	430	110	0.023	0.205	4	370	4	400	3.065	58
C2-B400	530	120	0.031	0.247	4	470	4	400	3.463	78
C2-B500	630	130	0.040	0.294	5	570	4	400	3.861	101

該当する図表及び数値にマーキングする等、使用する規格が判別できるように表記してください。

保安設備等計画図

(1) 記入例

民地側に仮設歩道を設置する場合の例



※車道側に仮設歩道を設置する場合は、『道路工事保安設備設置基準(案) 平成19年4月 愛知県建設部』を準拠し、計画図を作成してください。

(2) 注意事項

歩道幅	歩道幅は150cm確保し、計画図には実際に確保する歩道幅を記入すること。 ※車道規制をする場合、車道幅は3.00mを確保すること。
仮設歩道の養生	設置する仮設歩道は段差をなくし、歩道内が土の場合等は養生すること。(砕石またはマットの敷設)
工事説明看板	車道から看板内容が見えないように設置すること。 工事を開始する1週間以上前から道路工事を開始するまでの間は『工事説明看板』ではなく『工事情報看板』を設置すること。 工事が1日で完了する場合は『工事説明看板』『工事情報看板』ともに設置しないこと。
道路工事中 警戒標識(213) 徐行 規制標識(329)	夜間・休工等で工事を実施しておらず、路面に段差等がなく、バリケード、カラーコーン等の保安設備を設置していない場合は、撤去または覆い等を行うこと。
バリケード	歩行者及び自転車がバリケードに沿って通行する部分の設置に当たっては、バリケードの間隔をあげないようにし、又はバリケードの間に安全ロープ等を張ってすき間のないよう措置すること。
赤色灯	赤色灯は、4m間隔以下となるように配置すること。

その他、『道路工事保安設備設置基準(案) 平成19年4月 愛知県建設部』を準拠してください。

同基準は、愛知県建設部道路維持課のホームページからダウンロードできます。

URL : <http://www.pref.aichi.jp/douroiji/>